

平成24年第3回基山町議会（定例会）会議録（第5日）						
招集年月日	平成24年9月7日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成24年9月18日	13時30分	議長	後藤信八	
及び宣告	散会	平成24年9月18日	14時07分	議長	後藤信八	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席13名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	神前輔行	出	8番	大山勝代	出
	2番	久保山義明	出	9番	片山一儀	出
	3番	牧蘭綾子	出	10番	品川義則	出
	4番	木村照夫	出	11番	林博文	出
	5番	河野保久	出	12番	松石信男	出
	6番	重松一徳	出	13番	後藤信八	出
	7番	鳥飼勝美	出			
会議録署名議員	7番	鳥飼勝美	8番	大山勝代		
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 古賀敏夫		(係長) 鶴田しのぶ		(書記) 寺崎一生	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	小森純一	子ども課長	内山十郎		
	副町長	田代正好	農林環境課長	松雪靖弘		
	教育長	大串和人	まちづくり推進課長	天本正弘		
	総務課長	小野龍雄	会計管理者	毛利俊治		
	企画政策課長	木村司	学校教育係長	酒井智明		
	財政課長	城本好昭	生涯学習係長	原正行		
	税務住民課長	天本政人	図書館係長	城本直子		
	健康福祉課長	眞島敏明				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 会議に付した事件

- 日程第 1 総務文教常任委員長報告（付託議案第26、27、28、34、30号議案）
- 日程第 2 厚生産業常任委員長報告（付託議案第30、31、32、33号議案）
- 日程第 3 討論・採決
- 第26号議案 町長の給料の特例に関する条例の制定について
- 第27号議案 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第28号議案 基山町防災会議条例及び基山町災害対策本部条例の一部改正について
- 第29号議案 基山町教育委員会教育委員の任命について
- 第34号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度基山町一般会計補正予算（第3号））
- 第30号議案 平成24年度基山町一般会計補正予算（第4号）
- 第31号議案 平成24年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第32号議案 平成24年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第33号議案 平成24年度基山町下水道特別会計補正予算（第2号）

～午後 1 時30分 開議～

○議長（後藤信八君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議します。

日程第 1 ～ 2 総務文教常任委員長報告、厚生産業常任委員長報告

○議長（後藤信八君）

日程第 1 . 総務文教常任委員長報告、日程第 2 . 厚生産業常任委員長報告を一括議題とします。

まず初めに、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。鳥飼総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（鳥飼勝美君）（登壇）

皆さんこんにちは。総務文教常任委員会の審査報告を行います

第26号議案 町長の給料の特例に関する条例の制定について

第27号議案 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

第28号議案 基山町防災会議条例及び基山町災害対策本部条例の一部改正について

第34号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度基山町一般会計補正予算（第 3 号））

第30号議案 平成24年度基山町一般会計補正予算（第 4 号）中付託分

（歳入全般及び歳出 2 款、 7 款、 9 款、 10 款、 12 款、 14 款）

本委員会は、9月12日付付託された上記の議案を審査の結果、第26、27、28、34、30号議案は原案を可決・承認すべきものと決定したから、会議規則第76条の規定により報告します。

なお、第26、27、28、30号議案に対する審査の経過は、次のとおりです。

記

第26号議案 町長の給料の特例に関する条例の制定について

町長の給料を給料月額100分の10、期間3カ月の給料減額について、その根拠を質したところ、庁内の懲戒処分審査会の意見を参考に町長がみずから決定したものであるとの説明を受けた。

第27号議案 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

末梢血管細胞移植には12から13日の入院が必要であり、検査を含めると3週間ぐらいにな

るが全て対象になるのか。また、やむを得ないと認められる場合とはどういう場合か質したところ、検査入院等のため勤務しなかった期間に特別休暇を与える。また、ドナー登録をして検査をしたところ不適格となった場合でも特別休暇を与えるとの説明を受けた。

第28号議案 基山町防災会議条例及び基山町災害対策本部条例の一部改正について

この基山町防災会議条例の改正は、これまでの委員18名を3名増員し21名とする。今回追加する3人の委員について質したところ、自主防災組織を構成する者として老人クラブから推薦された者及び女性の団体から選任し、学識経験者として佐賀大学の教授を考えており、公募はしないとの説明を受けた。

今後各自治会へ地域担当職員制度を活用し、自主防災組織づくりを積極的に働きかけるよう強く要望した。

第30号議案 平成24年度基山町一般会計補正予算（第4号）中付託分

（歳入全般及び歳出2款、7款、9款、10款、12款、14款）

歳入

（1款2項1目1節）

固定資産税の2,206万5,000円の減額更正について、固定資産税のうち特に家屋が大きく減少している理由について質したところ、当初予算では前年度の9月補正時点から約1%の減額で見込んでいたが、評価替えの際に国が示す補正率が平成21年度より下がったため、結果的に当初予算の見込みに比べ約6,000万円の減額となったとの説明を受けた。

（15款1項2目1節）

福祉振興基金利子192万1,000円に関連して福祉振興基金の内容について質したところ、地方交付税で手当てされたものを積み立てたものであり、果実運用型の基金であるため取り崩しは当面考えていないとの説明を受けた。

歳出

（2款1項5目13節）

庁舎周辺外壁診断委託料71万円の委託内容について質したところ、以前も実施したが庁舎2階と町民会館2階を結ぶ広場の外壁タイルの一部に崩落が見られたので診断をするとの説明を受けた。

（2款2項2目23節）

税の還付金400万4,000円の増額補正の理由について質したところ、当初予算に1,000万円

計上、課税誤りによる専決処分718万4,000円と今回の400万4,000円の合計2,118万8,000円となるとの説明を受けた。また、還付金の大幅な増額の主な理由は、年金型の生命保険について相続税と住民税の二重課税の修正のためのものであり、全国的なものであるとの説明を受けた。

以上で総務文教常任委員会の審査報告を終わります。

#### ○議長（後藤信八君）

次に、厚生産業常任委員長の審査報告を求めます。品川厚生産業常任委員長。

#### ○厚生産業常任委員長（品川義則君）（登壇）

皆さんこんにちは。厚生産業常任委員会の審査報告を行います。

第30号議案 平成24年度基山町一般会計補正予算（第4号）中付託分

（歳出3款、4款、6款、8款、11款、13款（付託を受けた歳出に関連する歳入の確認を含む））

第31号議案 平成24年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

第32号議案 平成24年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

第33号議案 平成24年度基山町下水道特別会計補正予算（第2号）

本委員会は、9月12日付付託された上記の議案を審査の結果、第30、31、32、33号議案は原案を可決すべきものと決定をいたしました。会議規則第76条の規定により報告をいたします。

なお、第30、31号議案に対する審査の経過は次のとおりであります。

第30号議案 平成24年度基山町一般会計補正予算（第4号）中付託分（歳出3款、4款、6款、8款、11款、13款（付託を受けた歳出に関連する歳入の確認を含む））

歳出

3款2項1目19節

特別支援保育事業補助金89万円について質したところ、本町子育て支援策の一環として、町内に居住される障害児を保育している町内認可保育施設及び認可外保育施設に対し補助するものである。対象経費は障害児保育の保育士人件費、保育材料費で、補助基準のは特別児童扶養手当対象者の保育に月額7万4,140円、特別児童扶養手当対象者以外の障害児保育に3万7,820円を補助するものであります。内訳は、認可施設1名、認可外施設1名分であるとの説明を受けました。

## 6款1項2目8節

報償費12万9,000円謝礼金について質したところ、人・農地プラン計画策定について検討会委員13名、会議3回分である。また、各生産組合へ地域農業の将来に関するアンケート依頼と回収を行った。現在、回収率80%で結果を集計分析している。今後アンケート結果資料をもとに協議を行っていくとの説明を受けました。

### 第31号議案 平成24年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

国民健康保険事業については、今後さらに厳しくなると予想される。療養給付費のシミュレーションと将来を見通した国保税の試算をし、健全な国保運営を図られるよう要望をいたしました。

以上で厚生産業常任委員会の審査報告を終わります。

## ○議長（後藤信八君）

以上で各常任委員長の審査報告が終了しました。

### 日程第3 討論・採決

## ○議長（後藤信八君）

日程第3. 討論・採決を行います。

なお討論は賛成か反対かをはっきり表明の上、行っていただきますようお願い申し上げます。

第26号議案 町長の給料の特例に関する条例の制定についての討論を行います。片山議員。

## ○9番（片山一儀君）（登壇）

反対討論をします。

26号議案、私は総務常任委員会の委員ですが反対のための討論を行います。

総務常任委員長は第26号議案を原案を可決承認することを決したと報告をされました。審査の過程において根拠を質したところ、町内の懲戒処分審査会の意見を参考に町長みずから決したものであるとの説明を受けたと報告されました。

本件は地方自治法57条2項職務上の義務違反、あるいは職務を怠ったということに該当する懲戒処分案件だろうと私は理解しております。懲戒処分権者にかかわる決定事項ですよ。その懲戒処分審査会の意見を聞くということ自体が私は誤りだろうと、権者の意見を部下に聞いて、懲戒権者の部下あるいは課長とか職員が何かを犯したときに意見を聞くのだったらまだわかる。本人のことを部下が人事権を持った町長のことにかかわってちゃんと意見を申

し上げるかどうかというを判断をしなければならない。懲戒権の行使、これ懲戒処分ということなのですが、基山町行政組織の指揮・規律・団結に大きな影響を及ぼす人事権行使であるということを認識しなければいけない。今でも低いといわれる役場のコンプライアンス、行政サービスの低下に拍車を入れることになります。

26議案の特に私が反対をしているのは、これ10分の1というのは基山町の処分規定では減給の最高ですね10分の1以下ということになっていますから、ただ期間は1日から6カ月ということになっています。それを3カ月ということにされています。

特に26議案の但し書きですね。これは町長、副町長の諸給与条例を変更することになります。その5条に期末手当は基準日現在の給料月額100分の155をとということに定めています。この条例を変更して12月の期末手当に該当しないというのは、誤りであるとはっきり申し上げます。

反対する理由は4つです。

一つは、基山町の懲戒業務が適切に執行されず基山町職場の、役場ですね、指揮・規律・団結が崩壊をする。コンプライアンスがさらに低下をする。

二つ目、基山町の懲戒業務が適切に執行されず、いい加減な前例をつくることになります。職員がやるときにもこういうことが起これば、ないことが望ましいのですけれども、例えば6カ月ということになればどこかに該当するわけです。そうすると、それをやはり同じことをやらなければいけないことになります。

三つ目はですね、住民の理解を得ることができない。全部とは申しませんが、住民の中にはこういう懲戒業務に詳しい方もおられます、おられるはずですが。そういう方が行政をさらに信用しなくなるし、議会がこれを決めれば議会も信頼をなくすことになります。

四つ目は、本条例を委員長どおり可決すると議会の信用を失墜する。先ほど申し上げたのですが、議員の知見と判断力の低さを私は露呈しかねない。全部にとは申しませんが。わかっている人に対してですね。総務課長が同様の事例を他市町に問い合わせたということでしたが、同様というそのものが不明瞭であります。そういうことでただ総務文教常任委員会の委員は多くはそのまま納得をしたのですけれども。そういう事例ではないと。こういう決定を総務常任委員会が私は決定をしたのは、推測ですけれども懲戒権を持ったことのある人がおられないんじゃないかと思うんだ。それから懲戒処分も受けたことがない。懲戒権とは何か、いかなる影響があるかとも研究したことがないと私は伺ったのです。あるかもしれませんが、

私の推測ですけれども。

私は本件に自分の知見と体験から基山町のために反対をします。私は誇るわけじゃないけれど、44年に部下3名が懲戒解雇にされました。私が幹部になってすぐでした。懲戒権も何もわからないときに3名懲戒解雇ですよ。そこに立会させられたのです。それで私は49年に懲戒権を執行したことがあります。笑いごとじゃないです。絶対忘れないのです懲戒権というのは。52年に私は監督責任で減給処分を受けました。そして私は9千人師団の人事部長として、一部長というのですけれども、それを補佐してきたのです、主務者だったのです。こういう経験から、やはり私は今回のあれは町長がこの案件を下げるか、要するに但し書きを変えればいいのです。それは10分の1にされるか、3カ月にされるか、これは自分がその判断誤りをどうしたかということに、自分の責任をどうするかということですからそれはどうでもいい。町長の判断で。しかしながら、但し書きで12月の期末賞与にこれをかけるということは、これは給与法令からも、町長、副町長の条例からも、あるいは人事の一般通念からも私はおかしいと。これは去年の補佐、課長が参事制度のあるときも私は反対したのです。今回重松議員から質問ありました。これは人事と組織論をやった人間だったらすぐわかるのです。誤りであるということが。重松議員はそれを非常に勉強されたのだと思うのだけれども。こういうことはね、今基山町はゲゼルシャフト用語の最たるものですよ。こういう体質を改めなければいけない。あえて総務常任委員のメンバーですけれども反対をし、皆さんにひとつ同意を求めるものであります。これはやはり基山町の行政サービス、コンプライアンス、これを我々議会が変えなかったらだれもチェックできないですよ。よろしく願います。

以上で反対討論を終わります。

○議長（後藤信八君）

ほかに討論される方はおられませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第26号議案を採決します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

起立多数と認めます。よって第26号議案 町長の給料の特例に関する条例の制定については可決されました。

第27号議案 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての討論を行います。討論をされる方おられませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第27号議案を採決します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、第27号議案 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については可決されました。

第28号議案 基山町防災会議条例及び基山町災害対策本部条例の一部改正についての討論を行います。討論をされる方おられませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第28号議案を採決します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

起立多数と認めます。よって、第28号議案 基山町防災会議条例及び基山町災害対策本部条例の一部改正については可決されました。

第29号議案 基山町教育委員会教育委員の任命についてに対する討論を行います。討論をされる方おられませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第29号議案を採決します。

ここでお諮りします。採決の方法は投票によって決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

御異議なしと認めます。よって採決の方法は投票によって行うことに決しました。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（後藤信八君）

ただいまの出席議員数は13名でございます。

ここで会議規則第31条第2項の規定により開票立会人に鳥飼勝美議員と大山勝代議員を指名します。

投票上の注意をいたします。同意表は○、不同意表は×、白票は否とみなします。

投票用紙の配付をします

〔投票用紙配付〕

○議長（後藤信八君）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（後藤信八君）

異常なしと認めます。

一番議員より順次投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（後藤信八君）

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。開票立会人は立ち合いをお願いします。

〔開票〕

○議長（後藤信八君）

投票結果を報告します。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票中

同意票 12票

不同意票 0票

よって、第29号議案は原案に同意することに決しました。

ここで議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（後藤信八君）

第34号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度基山町一般会計補正予算（第3号））の討論を行います。重松議員。

○6番（重松一徳君）（登壇）

6番議員の重松です。私は第34号議案専決処分の承認を求めることについて、平成24年度基山町一般会計補正予算（第3号）に反対の討論を行います。

この議案は、固定資産税の課税誤りについて早急に対象者の納税者69人に対して、過年度還付金712万3,900円、還付加算金145万2,900円、現年度還付金45万5,000円の支払いをするための補正予算を議会に諮らず専決処分したことの承認を求める議案であります。

反対の理由は、2点です。

まず第1点は、専決処分をしなければならなかったのかという点です。専決理由に過年度の固定資産税に還付の必要が生じ、一般会計の予算に補正が急務なためと記されています。

これは理由ではなくて専決処分をした根拠だと思っています。理由は、地方自治法第179条第1項の規定により議会を招集する時間的余裕がないが提案理由だと認識しております。本当に議会を招集する時間がなかったのか、私は決してそうではなかったというふうに思っています。7月31日の全員協議会で一連の経緯を説明され、対象納税者への謝罪説明、そして早急に還付手続をしたいとの対応で補正予算を7月31日に専決処分された事件であります。問題は一連の謝罪説明や還付手続が終了した8月3日に記者会見を行い、町民が知ったときには沈静化の手順を踏むという要領のよさにあります。そしてこれまでの手順の要領のよさに比べて、その後の対応が大変悪いというふうに思っております。9月12日の議案審議の中で答弁があったように、再発防止の作業手順の作成もまだされておらず、全職員への意識技量向上のためのマニュアルも作成が遅れているというのは余りにも不誠実と言われても仕方がないと思っております。8月6日には全員協議会がありました。私はこの日に臨時議会を開催し、補正予算の議案の審議をすべきだったと思っています。対象の納税者への謝罪や説明は早急にすべきとの対応は私も同意見であります。還付手続は臨時議会で原因究明と対応策をきちっと審議する中で補正予算を議決してもよかったというふうに思っております。議案審議の中で一日も早い還付手続が最良だと言われました。還付金額712万3,900円に還付加算金率4.3%を乗じて365日で割れば、一日約839円の還付加算金になります。一週間還付手続を遅らせても約5,873円になります。確かに一週間支払いを遅らせることで、町の歳出約6,000円ふえることにはなりますが、その後の町政運営を考えれば現年度分も含めて約903万1,800円をなぜ支払わなければならなかったのか、その原因。そして今後、どのようにそれを見直すのかも含めた再発防止をきちっと臨時議会で議論しなければならなかったというふうに考えております。喉元過ぎれば熱さ忘れるで、その後の執行部の対応の遅れはゆがみない事実だと私は考えております。

2点目は、専決処分そのものに問題があると思っています。よく3月議会終了時期になると、3月31日で国において税制や制度が変わり議会に諮る時間がないので専決処分をさせてもらいますとよく言われます。まさしく国民健康保険が大変かわりが大きいのですが、国が法律に基づいて3月31日に発令し、その地方が4月1日から施行しなければならないという時間的制約がある中での専決処分は理解できますが。しかし運用はあくまでも慎重でなければならないと思っています。安易に専決処分をしないように法律ではその運用を規制しております。今回の専決処分は余りにも安易すぎるというふうに私は認識しております。議会

が不承認にしたとしても、その効力は有効であるというこの専決処分の性格上、今後の専決処分の取り扱いを慎重に期するためにも、今回の承認を認めることができないというのを申し上げまして反対の討論といたします。

○議長（後藤信八君）

ほかに討論される方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第34号議案を採決します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は承認です。本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

起立多数と認めます。よって、第34号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度基山町一般会計補正予算（第3号））は、承認することに決定されました。

第30号議案 平成24年度基山町一般会計補正予算（第4号）の討論を行います。討論される方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第30号議案を採決します。本案に対する総務文教常任委員長及び厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、第30号議案 平成24年度基山町一般会計補正予算（第4号）は、可決されました。

第31号議案 平成24年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第31号議案を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（後藤信八君）**

全員起立と認めます。よって、第31号議案 平成24年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、可決されました。

第32号議案 平成24年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（後藤信八君）**

ないようですので、討論を終わります。

第32号議案を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（後藤信八君）**

全員起立と認めます。よって、第32号議案 平成24年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、可決されました。

第33号議案 平成24年度基山町下水道特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（後藤信八君）**

ないようですので、討論を終わります。

第33号議案を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（後藤信八君）**

全員起立と認めます。よって、第33号議案 平成24年度基山町下水道特別会計補正予算（第2号）は、可決されました。

本日の会議は以上をもちまして散会とします。

～午後2時07分 散会～